

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画
整理事業について、土地区画整理法第97条第1項の規定により換地計画を変更し、同法
第103条第1項の規定により既に行った換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分に
ついて換地処分を行いましたので、同条第4項の規定により公告します。

令和8年3月16日

京都市長 松井 孝治
(建設局都市整備部市街地整備課)